



伯耆町告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため所有不動産の登記移転等に係る公告申請がありましたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和8年2月24日

伯耆町長 小 澤 敦 彦



1 認可地縁団体に関する事項

- (1) 名称 船越自治会
- (2) 区域 鳥取県西伯郡伯耆町船越の区域
- (3) 事務所 鳥取県西伯郡伯耆町船越53番地

2 申請不動産に関する事項

- (1) 建物 該当なし
- (2) 土地 別紙のとおり
- (3) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
別紙のとおり

3 異議を述べることができる者の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和8年2月24日～令和8年5月23日まで

5 異議申し出の方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であることを確認できる書類及び申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しを添えて伯耆町長に申し出る。郵送での申し出も可とする（令和8年5月23日消印有効）。

連絡先 伯耆町企画課町づくり推進室 電話 0859-68-3113

